経済建設委員会会議録

平成30年12月17日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:03

【 案 件 】

- 1. 議案第 93号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
- 2. 議案第 94号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
- 3. 議案第 95号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 4. 議案第 96号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 5. 議案第 97号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 6. 議案第100号 平成30年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- 7. 議案第101号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 8. 議案第102号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 9. 議案第103号 平成30年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 10. 議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 11. 議案第113号 飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する 条例
- 12. 議案第114号 飯塚市農業施設条例
- 13. 議案第115号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 14. 議案第116号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 15. 議案第126号 市道路線の廃止
- 16. 議案第127号 市道路線の認定

【 所管事務調査 】

1. 中小企業等支援について

【 報告事項 】

1. メインスタンド設計等業務のプロポーザルの結果について

(公営競技事業所)

2. 乗合バス路線の一部系統の廃止等について

(商工観光課)

3. 「庄内温泉筑豊ハイツ施設の管理に関する変更基本協定書」等の締結について

(商工観光課)

- 4. 飯塚市幸袋地区(白旗山隣接地)におけるメガソーラー開発に対する森林法第10条の 2に関する市の意見書の提出について (農林振興課)
- 5. 次期農業委員会の委員の任命等スケジュールについて

(農業委員会事務局)

6. 市道上における車両損傷事故について

(土木管理課)

7. 平成30年7月豪雨による被害状況等について

(防災安全課)

8. 工事請負契約について

(契 約 課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「議案第93号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第93号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明いたします。今回の補正は、全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。

補正予算書の197ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2104万1千円とするものでございます。その内容につきまして、ご説明いたします。201ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費の、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金につきましては、担当職員給与費等を合計45万円減額しております。25節積立金につきましては、歳入歳出の財源調整として減債基金積立金を89万6千円増額し、預金利子積立金及び運用収入積立金は、合わせて7万9千円減額しております。

200ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目住宅新築資金等補助金の住宅新築資金等貸付助成事業補助金を、補助対象件数の減少に伴い2万1千円減額しております。2款1項1目利子及び配当金は、減債基金預金利子を3万2千円減額し、2目基金運用収入につきましても、減債基金運用収入を4万7千円減額しております。4款1項1目住宅新築資金等貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付事業の元金収入を46万円、利子収入を7千円増額いたしております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

()委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第93号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第94号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第 2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第94号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の 補足説明をいたします。今回の補正は、9月までの売り上げ等の実績を踏まえ、執行残など関 係経費の整理を行ったものでございます。補正予算書の207ページをお願いいたします。第 1条でございますが、歳入歳出それぞれ3億765万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 210億1433万円とするものでございます。

その主なものを事項別明細でご説明いたします。まず、歳出でございます。 212ページをお願いいたします。 1款2項1目事務費、本場開催経費、13節委託料、競走業務委託料 836万8千円の減につきましては、実績及び見込みにより整理したものでございます。電話投票事務委託料 5160 万6千円の増につきましては、民間ポータルサイトの電話投票の売上額の増加に伴い、増額計上いたしております。 213ページをお願いいたします。 19節負担

金補助及び交付金、財団法人JKA交付金1179万円の減は、売り上げの減額補正に伴うものでございます。中段の場外発売関係経費、7節賃金、臨時従事員賃金824万7千円の減は、場間場外発売時の他場発売窓口数減に伴うものであります。12節役務費、銀行取扱手数料2143万9千円の減は、他場入金機導入に伴うものでございます。次に、13節委託料、専用場外発売所施設運営委託料890万1千円の減につきましては、飯塚管理施行の専用場外発売所の売上額の減額補正に伴うものでございます。次に、19節負担金補助及び交付金、場外発売経費負担金1億3197万4千円の減は、場間場外売上額の減額に伴うものでございます。次に、2目包括的民間業務費、13節委託料につきましては、売上実績、見込みにより整理いたしまして、201万8千円を増額計上いたしております。次に、4目勝車投票券払戻金、22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金1億5213万3千円の減は、勝車投票券発売収入の減額補正に伴うものでございます。214ページをお願いいたします。1款3項2目施設改善費、空調設備改修工事632万1千円の減は、入札執行残によるものでございます。

続いて歳入でございます。210ページをお願いいたします。1款1項1目1節の勝車投票券発売収入、補正額2億2767万円の減は、当初の概算日程の見直し及び場外受け発売の実績等の整理を行い、減額補正をするものでございます。次に、2款1項受託事業収入、1目1節の場外発売業務負担金8924万1千円の減につきましては、他場開催の本場受託分及び飯塚管理施行の専用場外発売所における他場発売収入の実績等の整理を行い、減額補正をするものでございます。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 平成30年度飯塚市小型自動車 競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議あ りませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第95号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第95号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。補正予算書の221ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2667万7千円とするものでございます。

主なものを、事項別明細書により歳出からご説明をいたします。225ページをお願いいたします。1款1項2目の施設管理費の光熱水費では、電気料金の改定などから7万9千円の増額となりますが、維持管理委託料などの執行残との差し引きにより15万6千円を減額するものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。 1ページ前にお戻りいただきまして、 224ページをお願いいたします。 2款 1 項 1 目の集落排水処理施設使用料では、加入見込み数の見直しによりまして 23 万 6 千円を減額するものでございます。 3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 4 万 6 千円の減額は、歳出の減額に伴いまして財源調整をした結果、減額とするものでございます。 4 款 1 項 1 目の繰越金 1 1 万 3 千円は、平成 2 9 年度決算の結果、増額とするものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第96号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第96号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。補正予算書の229ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2610万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8292万9千円とするものでございます。

主なものを歳出からご説明いたします。235ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費632万6千円の減額は、職員のうち1名を正規一般職から嘱託職員に変更したことによる減額でございます。1款1項2目の市場管理費94万4千円の減額は、点検委託料などの執行残の減額でございます。1款2項1目の施設整備費1883万7千円の減額は、新卸売市場の建設設計者の選定に関しまして、附属機関の選定者委員会開催後の執行残の減額と合わせまして、調査測量設計委託料で契約締結により額が確定したことによる執行残の減額でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。233ページをお願いいたします。1款1項1目 の地方卸売市場使用料は、市場での卸売高をもとに使用料を徴収しておりますが、本年度前期 (4月から8月まで)の売上実績から、本年度の売り上げ見込みの精査によりまして、水産物 部では増額となりますが、青果部、花卉部で減額となるため、増減の差し引きにより50万 3千円を減額補正するものでございます。2款1項1目の市場事業費補助金565万1千円の 減額は、当初予算では市場施設整備費補助金として、新卸売市場の設計委託料の建築実施設計 に対する補助金を計上しておりましたが、建築実施設計は来年度実施されることから、今年度 の交付がなくなりましたので、全額を減額補正としております。 3款1項1目の一般会計繰入 金2474万5千円の増額は、歳入の減額に伴いまして財源調整をした結果、増額とするもの でございます。4款1項1目の繰越金126万4千円の増額は、平成29年度決算の結果、増 額とするものでございます。5款1項1目の雑入36万2千円の減額は、歳出の汚水処理施設 維持管理委託の入札により減額となった結果、水産物部に対する相当分の負担金を減額してい るものでございます。次のページ、234ページをお願いいたします。6款1項1目の市場事 業債4560万円の減額は、当初予算では市場施設整備費事業債として県支出金以外は全額市 債を充てることとしておりましたが、このうち、建築実施設計を来年度の実施とすることや、 市債に該当する事業内容の精査により減額とするものでございます。以上、簡単ではございま すが補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第96号 平成30年度飯塚市地方卸売市 場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議あり ませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第97号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議 題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第97号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明いたします。今回の補正は、全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。補正予算書の243ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ825万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7650万9千円とするものでございます。

その内容につきましてご説明いたします。248ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費の、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金につきましては、担当職員給与費等を201万9千円減額しております。2目駐車場管理費につきましては、消耗品費、印刷製本費及び消費税を合計72万8千円減額しております。1款2項1目施設整備費につきましては、立体駐車場改修事業に係る設計委託料及び改修事業費につきまして、契約額の確定等に伴い、合わせまして538万6千円減額しております。249ページをお願いいたします。2款1項1目利子につきましては、立体駐車場整備事業に係る事業債の定期償還額の減額に伴いまして、11万7千円減額しております。

247ページをお願いいたします。 247ページ、歳入につきましては、1款 1 項 1 目駐車場使用料につきましては、利用者の減少等に伴いまして 364 万8千円を減額しております。 2款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、財源調整のため、17 万6千円増額しております。 3款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度繰越金を 2 万2 千円増額しております。 4款 1 項 1 目雑入につきましては、消費税還付金を 2 0 万円増額しております。 5款 1 項 1 目駐車場事業債につきましては、立体駐車場改修事業費の減額に伴いまして、500 万円減額しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第97号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第100号 平成30年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題と いたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第100号 平成30年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をさせていただきます。補正予算資料の17ページをお願いします。まず、上段の黒丸の部分でご

ざいますが、業務予定量につきましては、給水戸数を196戸増の5万8721戸、年間総給水量を6万6731立方メートル増の1269万6192立方メートルに改めるものでございます。

次に、中ほどの収益的収支でございますが、水道事業収益で163 $\pi3$ 千円増額いたしまして、総額を226624 $\pi3$ 千円とするものでございます。主なものとしましては、給水収益の増によるものでございます。次に、水道事業費用につきましては、449 $\pi4$ 7円減額いたしまして、総額を2266 $\pi5$ 7 $\pi4$ 7円とするものでございます。主なものとしましては、職員欠員に伴います人件費の減、有形固定資産減価償却費の減等でございます。また、今回、議案としても提出をしておりますが、審議会の設置に伴います委員報酬等を計上させていただいております。

次に、下段の資本的収支でございますが、資本的収入を548万2千円減額いたしまして、総額を5億1042万7千円とするものでございます。主に水道メーターの納付金の減でございます。18ページをお願いします。上段の資本的支出につきましては、1億5860万8千円減額いたしまして、総額を19億6417万4千円とするものでございます。主なものとしまして、改良事業費や第8期拡張事業費の工事請負費、委託料等の執行残の整理によるものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第100号 平成30年度飯塚市上水道事業会計補正予算(第1号)」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第100号 平成30年度飯塚市水道事業 会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第101号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」を 議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案101号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をさせていただきます。補正予算資料の18ページをお願いします。中ほどになりますが、まず業務予定量につきましては、上半期の実績を踏まえ、年間総給水量を3560立方メートル増の1754015立方メートルに改めるものでございます。

次に、収益的収支でございますが、工業用水道事業収益で17万5千円増額いたしまして、 総額を5054万3千円とするもので、主に給水収益の増によるものでございます。また、工 業用水道事業費用では、17万5千円増額いたしまして、総額を5004万3千円とするもの で、主に人件費の増によるものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第 101号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」の説明を終わります。 ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第101号 平成30年度飯塚市工業用水 道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませ んか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第102号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題 といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第102号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」について、補足説明をさせていただきます。補正予算資料の18ページをお願いします。下段のほうになりますが、まず業務予定量につきましては、年間総処理水量を68万2513立方メートル減の640万5860立方メートルに改めるものでございます。

次に、収益的収支でございますが、下水道事業収益につきましては592 $\pi9$ 千円増額いたしまして、総額を20億782 $\pi1$ 7円とするものでございます。主なものとしましては、下水道使用料の増でございます。19ページをお願いいたします。上段の下水道事業費用につきましては、2889 $\pi2$ 7円減額いたしまして、総額を186 $\pi2$ 8 $\pi1$ 9 $\pi2$ 9 $\pi2$ 7円とするものでございます。主なものとしましては、終末処理場に係る委託料の執行残、薬品費、負担金の減等でございます。

次に、中段の資本的収支でございますが、収入で6324万5千円を減額いたしまして、総額を10億131万2千円とするものでございます。主なものとしましては、国庫補助金の減でございます。次に、資本的支出につきましては、2480万3千円を減額いたしまして、総額を17億5304万9千円とするものでございます。主なものとしましては、施設整備費や施設改良費の工事請負費、委託料等の執行残の整理によるものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第102号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 平成30年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第103号 平成30年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題 といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第103号 平成30年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」について、補足説明をさせていただきます。補正予算資料の19ページをお願いします。下段のほうにございますが、収益的収支につきましては、病院事業収益については159万1千円増額いたしまして、総額を3億6480万1千円とするものでございます。20ページをお願いします。病院事業費用につきましては、159万1千円増額いたしまして、総額を5億6175万8千円とするものでございます。収支ともに県補助金交付金の増額によるものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第103号 平成30年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 平成30年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議 題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。議案書の10ページをお願いいたします。本案は、水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営等に関する重要事項について、調査及び審議させるための附属機関を設置することに伴い、本条例の改正を提案するものでございます。改正内容につきましては、附属機関の名称は「飯塚市上下水道事業経営審議会」でございまして、担当する事務につきましては、本市における水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の今後の方向性及び経営のあり方等を総合的に調査、審議していただくものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第113号 飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改 正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業土木課長

「議案第113号 飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例」について、補足説明させていただきます。議案書の28ページをお願いします。本条例案は、林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業による災害復旧において、受益者より徴収する分担金に関し必要な事項を整備するものでございます。

30ページの新旧対照表をお願いします。条例第2条第2項、3項では、「林地崩壊防止事業」及び「県単独補助治山事業」の定義でございます。条例第3条2項の別表では、それぞれの事業の分担金の額及び率を明記しております。林地崩壊防止事業では、事業費から国または県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額、県単独補助治山事業では、事業費から県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額としています。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました 次に、「議案第114号 飯塚市農業施設条例」を議題といたします。執行部の補足説明を 求めます。

○農林振興課長

「議案第114号 飯塚市農業施設条例」の制定についての補足説明をいたします。議案書の31ページをお願いいたします。本条例制定案につきましては、「議案第111号」として、廃止する条例が上程され、協働環境委員会に付託となっております飯塚市同和対策施設条例に代わるものとしまして、廃止される条例のうち、飯塚市が設置しております農業施設に関する必要な事項を定めるため本案を提出するものでございます。

第1条では、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく農業施設を設置することについて記載をしております。第2条では、施設の名称と位置について、別表のとおりとすることを明示しております。なお、施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第114号 飯塚市農業施設条例」の制定について、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 飯塚市農業施設条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第115号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第115号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の34ページをお願いいたします。飯塚市地方卸売市場につきましては、飯塚魚市場の運営会社より、飯塚市地方卸売市場から平成31年3月31日をもって退場する旨の届け出が提出され、水産物部の閉鎖を市の方針として決定したことを、本年4月開催の当委員会において報告をさせていただきました。その後、9月12日付で飯塚魚市場の運営会社より福岡県知事宛に、平成31年3月31日を廃止日とする飯塚卸売市場での卸売業務廃止届出書が提出されております。このことから、本市において卸売市場より水産物部を廃止するに当たり、飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する必要がございますので本案を提出するものでございます。

主な改正点といたしましては、第2条では、卸売市場の面積を水産物部を除いた面積に改めております。また、第3条、第7条、第41条及び別表においては、水産物部に関連します規定の削除とあわせまして、文言を改正するものでございます。施行日につきましては、平成31年4月1日からとするものでございます。なお、資料として、議案書の36ページから

38ページにかけて新旧対照表を添付しておりますので、ご参照方お願いいたします。以上、 簡単ではございますが、「議案第115号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」 について、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第116号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。 執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第116号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。議案書の39ページをお願いいたします。鯰田簀子町児童遊園を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。鯰田簀子町児童遊園は、鯰田交流センターを椎の木公園敷に整備することに伴い、都市公園としての椎の木公園を廃止し、新たに鯰田簀子町児童遊園を都市公園として決定するため、児童遊園としての鯰田簀子町児童遊園を廃止するものでございます。

また、児童遊園は児童福祉施設であり、廃止する場合は福岡県知事に届け出ねばならないことと児童福祉法第35条に定められておりますので、議決後に児童福祉施設廃止届を福岡県に提出する予定としております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第116号 飯塚市児童遊園条例の一部を 改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第126号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第126号 市道路線の廃止」について、補足説明をさせていただきます。議案書 64ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるために提出するものでございます。今回廃止する路線は8路線、延長539.3メートルでございます。路線明細の左端に掲載しております一連番号1番の路線は、路線見直しに伴う路線廃止を行うものでございます。路線箇所は65ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号2番から8番の路線は、大坪住宅跡地売却に伴う路線廃止を行うものです。路線箇所は66ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わり

ます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第126号 市道路線の廃止」については、 原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第127号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○十木管理課長

「議案第127号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書67ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるために提出するものでございます。今回認定する路線は9路線、延長901.7メートルでございます。路線明細の左端に記載しております―連番号1番及び5番の路線は、寄附採納に伴い路線を認定するものでございます。路線箇所は68ページ及び72ページに記載しております。一連番号2番、7番、8番及び9番の路線は、開発帰属に伴い路線認定を行うものです。路線箇所は69ページ、74ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号3番の路線は、先ほど廃止いたしました路線を延長し、再認定を行うものです。路線箇所は70ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号4番の路線は、上穂波東地区土地改良事業に伴い、路線認定を行うものでございます。路線箇所は71ページに記載しております。路線明細左端に記載しております一連番号6番の路線は、先ほど廃止いたしました路線の道路を改良し、一部再認定を行うものです。路線箇所は73ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第127号 市道路線の認定」については、 原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 道祖委員から、「中小企業等支援について」、所管事務調査をしたい旨の申し出があってお ります。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。 ○道祖委員

飯塚市には中小企業振興基本条例が平成28年3月28日からできて、中小企業の振興に取り組んできておるわけですけれど、やはり中小企業の置かれた環境というのは厳しいものがあるようにお見受けいたします。今回2点、この振興条例に沿いながら、2点確認させていただきたい点があります。と申しますのは、ことしの大雨で水害をこうむった中小企業が、そこに再度企業を維持していても、水害対策が進まない中で、再度設備を整えたとしてもまた水害に遭う可能性が強いと。現地点で、今操業している地点で操業を続けていくのは非常に、今後の

ことを考えると厳しいものがあるので、市外のほうに移転しようと思っているというようなことを聞いております。そういう水害対策が進まない中で、そういうふうに企業が考えるのは当たり前のことだと思うんですけれど。では、企業が市外に出ていった場合、やはり、市に与える影響というのは大きなものがあると思うんです。その点、それについての対策を今後どういうふうに考えていくのか、市の考えをお尋ねしたいというのが1点。

それと、一般質問でさせていただきましたけれど、印刷業界から要望書が出ていて、それに対応する内容について一般質問しましたけど、それは契約という総務の仕事の中の質問をさせていただきました。その中で、中小企業振興基本条例を御存じかと言うと、知っているという答弁でありましたけれど。では、その中小企業を所管する経済部局のほうでは、この要望についてどういうふうに考えておるのか。また、今回は印刷業界からの要望書についてお尋ね、これをもとにお尋ねしていきたいと思っておりますけれど。ほかの中小企業についても、契約案件との絡みでいろいろなものがあると思うんですけれど、契約と中小企業の振興というのはどういうふうにあるべきなのか。市の考えをお尋ねしたいということであります。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「中小企業等支援について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。 「中小企業等支援について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

質問の趣旨のところで長々と発言いたしましたので、もう思いは行政のほうに伝わっているかとは思いますけれど。飯塚市中小企業振興基本条例の中には、本市の産業発展を支えてきた中核は中小企業であるということは明確にうたわれております。この条例の趣旨は、「本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、中小企業振興を本市の重要施策と位置づけ、社会が一体となって地域経済の活性化を図っていくため、この条例を制定する」というふうになっております。目的は「中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする」というふうに明確に記載されておるわけですが。本年、大雨による水害をこうむった事業が何社あるか把握されておると思います。そのうちの何社かは、やはりその場所で企業経営を続けていくことは、再度同じ被害があるのではないか。今の水害対策というか、震災対策においてはその可能性が強いと。だから、水害のないところに移転したい。もう市内にそういう場所がなければ、市外に移転せざるを得ないと。そういうふうになったときに、市に対する影響はどのようにあるのかということを考えたことがあるのかどうか、1点、まずお尋ねいたします。

○産学振興課長

今の、市内企業で水害におきまして、市内での移転を検討されている企業が2社あることを、 承知をいたしております。また、その企業が市外に移転することによりまして、市に対する税 収あるいは雇用、こういったことで影響があるということで承知しております。

○道祖委員

2社確認をしておるということでありますけれど。これは、今回起こった水害で2社がもう腹を決めたとか、言葉はいいのかどうかわからないですけど方針を決めつつあるということですよね。だけど、こういうことが続けば、やっぱり水害対策が行き届かなければ、どんどんそういう企業出てくると思うんです。そうなれば、ご答弁ありましたように、雇用が確保できないとか、固定資産税が入ってこないとか、法人税が入ってこないとか、いろいろな面で不利益な面が出てくると思うんです。では、そういう企業の相談に、市がどういうふうに取り組んで

いくのか、いっておるのか、その点について確認いたします。

○産学振興課長

具体的に、先ほど申しました2社につきましては、大雨の後、7月に市が所有しております 小藤工業団地を紹介しております。また、その後、8月に民間不動産会社から情報を収集いた しまして、4箇所の民有地を紹介しております。引き続いてまた10月に、情報収集した売却 物件として提示されていない、民間の4箇所の遊休地を2社に紹介しているところでございます。

○道祖委員

市の所有している土地はいろいろな場所にあるので、市有地を売却していくとかそういうことも考えていくべきだと思うんです。そういうことをやはり前面に打ち出して、やっぱり水害対策ということを考えていったときに、自力でなかなかやっぱり、再建も難しい部分もあると思うんですけれど。ただ、行政としてはそういう場合、こういう土地も用意していますよ。もしこれを機会に将来のことを考えるならば、ここまで便宜を図りますのでご利用いただけないかというような、やはり提案というか、相談する前からそういうことを考えて取り組んでいくべきだと思いますけれど。そういうことは考えられないのかどうか。

○産学振興課長

委員今申されました、災害も今後引き続き想定されるところでありますので、そういった、 先に工業用地として準備できるような土地があれば検討していきたいというふうに考えており ます。

○道祖委員

経済部局だけでその行政財産を勝手に動かすわけにはいかないと思うんです。だから、この 辺は市としてどうあるべきか。これを機会に、関係部署と十分な協議を重ねていって、ある一 定の方向性を出していただきたいと思いますけど、それは可能でしょうか。

○産学振興課長

関係各課と協議をしていきたいと考えております。

○首相委員

課長がああいうふうに言っておりますけど、上の人はちゃんと責任を持ってやってもらえるんですか。

○経済部長

ただいま担当課長の申し上げましたとおり、中小企業の振興というのは市の重要施策、ご指摘のとおりでございますので、用地の件に関しましても、市の取得状況等を把握しながら関係各課と協議をさせていただきます。

○道祖委員

ぜひよろしくお願いいたします。もう1点ですけれど、一般質問をいたしました印刷業界から要望書の関係なんですけれど、あの質問の際にご答弁をいただいたのが、最小の費用で最大の効果を生むためということもありまして、とかいう言葉がありました。それはそれなりで結構なんですよと。行政としては費用対効果を大きく、効果が出ることを考えていかなくてはいけないということで契約は考えていますと。でありながら、片方で中小企業振興基本条例の中身は承知しておりますと。理念も全て知っているんでしょう。そしてその中で、第5条の第3項にある、「市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする」、この内容については承知しておりますということでありました。この要望書についての、内容についての検討はどこがしたんですかと言うと、契約内部でしましたという答弁でありました。ですけれど、これは中小企業の振興に係る案件だと私は思うんです。確かに契約事項ではありますけれど、契約に対する要望事項でありますけれど、印刷業

界の置かれている立場を考えていったときに、その実態から考えていったときに、やはり印刷業界の100%近い数字は中小企業なんです。中小企業の振興の立場から言うと、やはり経済部局のほうで、所管する部局のほうで、総務部局、契約のほうと合議をしてしかるべきだと思うんですけれど。合議が行われてきたのかどうかというのが1点。その点、まず確認させてください。

○産学振興課長

必要な案件につきましては、合議が回ってきておるものと考えております。

○道祖委員

今の答弁は、契約内部のほうで合議が必要ということであれば、その経済部局の、中小企業 を振興する立場の人のところに相談があるだろうと。それまでは相談に乗らないということで すか。

○産学振興課長

一般的にと言いますか、特定の案件ではありませんけれども、合議が回る前には事前に両課 で相談、協議等があるものと考えております。

○道祖委員

では、こういう要望書を見たときに、自分たちで、中小企業を所管する立場で、その業界に対しての意見等を、企業経営内容を確認するとか、そういう業界の実態を確認するとか、そういうことは、私はするべきだと思うんですけど。率先してする気持ちはないということですか。 ○産学振興課長

案件にもよりますけれども、その業界の内容、そういったものにつきましては、市内の中小 企業の発展に資するものであるものにつきましては、産学振興課でも調査すべきだと考えてお ります。

○道祖委員

ぜひやっていただきたいと思うんです。これ、たまさか今回たまたま印刷業界からの要望書 を見て、中小企業振興基本条例との絡みで考えると、やはり地元の企業の悲鳴である、悲鳴と いうか、やっぱり置かれた立場が苦しいということを行政に訴えているものだと思うんです。 だから、そういう観点から考えれば、中小企業振興という形で捉えて、ぜひ協議、業界の実態 等を確認していただきたいんですけれど。要らないことを言いますけれど、要らないことを言 うなと言われるかもわかりませんけど、あまり言うと。例えば、印刷業というのはいろいろな 判断があるらしいです。物品の購入なのか、製造の請負業なのか、そういうものがあるらしい です。ただ、だから、よくよく契約と話してほしいというのがあるんです。ほかのところもそ ういうことがあるかもわかりません。2002年に地方自治法の施行令が改正になっておって、 167条の10で、今までは「工事又は製造について請負の契約」というものがあったんです が、「工事又は製造その他についての請負の契約」というふうに変わっているんです。その他 の請負、「その他」の中にどのようなものが含まれるのか。それによっては契約のあり方も違 ってくるし、なぜこういう項目が入ってきたかと言うと、やはり中小企業の振興については、 この1項を入れて国や地方自治体との契約に取り組んでいくべきだということらしいです。私 も勉強不足です。だからこの行政のほうで、所管するほうと契約するほうで十分な話し合いを していただきたいと思います。ちなみに、平成15年には中小企業者に関する国等の契約に関 する方針、平成15年7月11日閣議決定というのがなされておって、この国との契約に関す る方針は、見たところによると毎年、そういう方針が出されているというふうにちょっと目に いたしました。まだ私も勉強不足で、これはどういうふうにあるべきかということについては、 やはりよく僕は言うんですけど、先ほど言った契約が最小の費用で最大の効果を生むために、 印刷業の、印刷機のない業者さんに頼んでいる可能性がある。印刷機の確認やら行っていない ですからね、答弁では。印刷機のある会社というのは、やっぱり印刷をやっていて、そこには

印刷機という固定資産、だから固定資産税を払っている。当然、そこには印刷機を回す人たちもおるわけですよね。そのときに、企業から上がる税収と、安くて仕事を頼んで、税金を節約したときの、どこかの損益分岐点というのはあると思うんです。そういうことで考えていかないと、結果、安いものを買っていくと、片方でそういう設備投資した企業が、仕事がないということになっていけば、そこには雇用の場もなくなるし、固定資産税とか法人税も入ってこない。これは、行政としては難しい点ではあるとは承知していますけど、そういう観点で中小企業の振興について取り組んでいっていただきたいと思っておりますけど。どうでしょうか。

○経済部長

本市といたしましても、中小企業の振興、非常に重要と考えておりまして、当市でも例えばことし、固定資産税の3年間の免除でありますとか、経営相談の窓口等々を常設するなど、行政としても取り組んでいるところでございます。ただ、ご指摘のございましたとおり、各企業さんの抱える問題というのはいろいろなことがあろうかと思いますので、産学振興課でも各企業さん、ヒアリング等も行っておりますが、さらにそのような情報を精緻に捉えまして、今後、中小企業の振興に、より取り組んでまいりたいと思います。

○道祖委員

今回、印刷業界の要望について関連して質問させていただきましたけれど、結果として、この業界と経済部局、話した結論についてはどこかの場で報告をいただきたいと思いますけれど。 それはできますか。

○産学振興課長

産学振興課といたしましては、先ほど経済部長が答弁いたしましたように、中小企業振興に 係る各種施策メニューを用意いたしておりますので、そういったものを業界のほうにも説明さ せていただき、また、その報告をさせていただきたいと考えております。

○道祖委員

ぜひ、業界と意見交換した内容についてはご報告していただきますようお願いしまして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議 ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休憩11:25

再開11:34

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から8件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「メインスタンド設計等業務のプロポーザルの結果」について、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

設計業務名「飯塚小型自動車競走場施設整備(メインスタンド新設)設計等業務委託」に係るプロポーザル方式による審査結果について、提出資料に基づきご報告いたします。飯塚小型自動車競走場施設整備(メインスタンド新設)設計等業務委託に係る業者選定に当たっては、

公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定いたしました。特定までの経緯といたしましては、平成30年7月31日から8月29日まで第1回目の公募を行いましたが、参加表明がなかったため、第2回目の公募を平成30年9月25日から10月16日まで行い、1者の参加表明がなされたので、プレゼンテーションによる審査を11月8日に行い、審査結果千点満点中624.5点で、受託事業者は株式会社石本建築事務所 九州オフィスに決定いたしました。審査結果は、平成30年11月16日、飯塚市ホームページにて公表いたしております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「乗合バス路線の一部系統の廃止等」について、報告を求めます。

○商工観光課長

商工観光課より、乗合バス路線の一部系統の廃止等について、ご報告させていただきます。まず、「乗合バス路線(JR九州バス株式会社「直方線」)の一部系統(区間)の廃止」について、ご説明させていただきます。資料の1ページをお願いします。このことにつきましては、平成30年9月26日付で、JR九州バス株式会社より飯塚市地域公共交通協議会会長宛に「直方線の一部系統(区間)の廃止について」として通知があっております。当該路線につきましては、宮若市を中心に飯塚市、直方市、福津市、久山町、粕屋町、福岡市をつなぐ路線でありますが、このうち宮田から新飯塚間において、平成18年度から国、県、及び関係市町による一部赤字補填により路線の存続を行ってまいりましたが、乗務員の確保及び赤字運行の解消が見込まれないとして、来年9月30日をもって宮若市の太蔵西交差点から飯塚市の新飯塚駅区間、12.8キロメートルについて廃止を予定しているものです。飯塚市としましては、関係市であります宮若市とともに、この申し出に対し存続を求めた協議を行っておりますが、現在のところ事業所側の意向に変更はございません。

次に、「乗合バス路線(西鉄バス筑豊株式会社「小竹・天道線」)の運行に係る小竹町からの申し出」について、ご説明させていただきます。資料2ページをお願いいたします。このことにつきましては、平成30年11月14日付で、小竹町より飯塚市長宛に「「小竹・天道線」運行赤字補填金に係る契約更新について」として通知があっております。当該路線につきましては、飯塚バスセンターを起点に、一部新飯塚駅への延長を含む小竹町側の毛勝までの路線、頴田地区側の赤池工業団地までの路線、平恒経由飯塚工業団地までの路線及び済生会飯塚嘉穂病院までの路線、合わせて4系統の路線があり、全系統において平成13年度から関係市町及び国、県による赤字補填により路線の存続を行っているところでありますが、今回、小竹町において、年々赤字補填金額が増加していることを理由に、次年度以降の赤字補填に関する契約を終了したい旨の通知がありました。

以上、2件につきましては、11月22日に開催されました飯塚市地域公共交通協議会及び飯塚市地域公共交通会議において報告を行い、沿線地域となります幸袋地区、片島地区、立岩地区の意見を踏まえた対応を協議することで了承を得ております。その後、幸袋地区においては自治会長会及びまちづくり協議会に対して、片島地区においては関係自治会長に対して、立岩地区においては自治会長会に対して報告を行い、今後の対応について協議を進めているところでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「「庄内温泉筑豊ハイツ施設の管理に関する変更基本協定書」等の締結」について、 報告を求めます。

○商工観光課長

「「庄内温泉筑豊ハイツ施設の管理に関する変更基本協定書」等の締結について」、報告いたします。庄内温泉筑豊ハイツにつきましては、平成28年度から平成32年度までの基本協定書第23条において、「本業務実施に対する指定管理料は支払わないもの」となっておりますが、平成30年7月豪雨による国道崩壊の影響により収益の減少となっております。また、本市が行う飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業により、新館部分につきましては来年1月10日まで営業後、取り壊しが予定され、さらなる収益の減少が見込まれるとともに、現時点までの収益改善が期待できない状況でもあります。このことにつきまして、指定管理者である一般財団法人筑豊勤労者福祉協会が、筑豊ハイツの施設の管理に係る業務運営に支障を来さないため、基本協定書第23条を改定する「庄内温泉筑豊ハイツ施設の管理に関する変更基本協定」を締結し、あわせて平成30年度の指定管理料を定める年度協定書の締結を行うものです。また、指定管理料につきましては、本定例会において予算案を上程いたしておりまして、補正予算議決後は速やかに変更基本協定書等の締結を予定しております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市幸袋地区(白旗山隣接地)におけるメガソーラー開発に対する森林法第 10条の2に関する市の意見書の提出」について、報告を求めます。

○農林振興課長

「飯塚市幸袋地区(白旗山隣接地)におけるメガソーラー開発に対する森林法第10条の2に関する市の意見書の提出」について、報告いたします。本件は、平成30年4月20日付で、合同会社ノーバル・ソーラーが福岡県に提出した林地開発許可申請について、平成30年11月2日付で福岡県から森林法第10条の2第6項の規定により、飯塚市に対して意見の照会があったことから、平成30年11月28日付で提出を行ったものでございます。なお、この林地開発地域については、平成29年3月議会において、白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、「地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議」が可決されております。また、白旗山周辺の大規模太陽光発電開発に関しては、飯塚市自然環境保全条例に基づく開発行為として、所管課より協働環境委員会において報告が行われておりますことから、本経済建設委員会におきましては、所管する農林振興課事務としてご報告をさせていただきます。

ご提出しております資料「森林法第10条の2に関する意見」の写しをお願いいたします。最初に、意見書の本文においては、まず今回の開発行為は、大規模太陽光発電施設の設置に当たり、森林を開発、造成しようとするものでございます。このような事案につきましては、従前より市長会を通じまして、大規模太陽光発電設備の立地に当たりましては、各自治体の土地利用に関する計画等との整合性を図るためにも、国において適正な立地が行われるよう、具体的な法整備を進めるとともに、周辺の環境や景観についての対策が講じられ、適切な開発計画となっているかなどについても許可の条件とするよう申し入れをしており、その課題提起といたしまして、本市の都市計画マスタープランとの整合性や、開発行為地付近では既に他の大規模太陽光発電施設の開発計画があることから、適切な立地計画であるかを審査の基本とするよう記載をしております。

次に、許可する場合におきましては、住民不安払拭のため、十二分な安全対策措置など、県

による指導責任や、計画地内に確保される緑地については住宅地の隣接する箇所へ設置要請のほか、市議会において、「白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議」が可決されていることを記載しております。続きまして、所定の書式による項目別の記載では、市役所各課から出された意見書を集約して、該当項目に記載をいたしております。表中「市町村の土地利用上からみた意見について」から、次のページ下段の「その他」の項目にわたりまして、飯塚市自然環境保全条例に基づく周辺住民の生活環境への適切な対応や、十分なコミュニケーションによる合意形成の重要性、関係法令の遵守等について、県の指導を要請しているほか、開発行為に起因する土砂などの流出防止、調整池の保全、災害の防止などの記載を行っております。以上が、今回提出をいたしました市の意見についてのご説明でございます。以上、簡単ではございますが、「飯塚市幸袋地区(白旗山隣接地)におけるメガソーラー開発に対する森林法第10条の2に関する市の意見」について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「次期農業委員会の委員の任命等スケジュール」について、報告を求めます。

○農業委員会事務局長

次期農業委員会の委員の任命等のスケジュールについて、報告をいたします。現農業委員会の委員が平成31年3月31日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会の委員の任命等までのスケジュールを報告するものでございます。

1の「任期」につきましては、現農業委員は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。次期農業委員は、平成31年4月1日から2022年3月31日までの3年間となっております。なお、農業委員会の委員とは、農業委員、農地利用最適化推進委員となります。また、農地利用最適化推進委員とは、資料下段の米印に記載しておりますとおり、担当地区の農地等に利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など)を図るために設けられた役職でございます。

2の「推薦募集の人員」は、農業委員が19人、農地利用最適化推進委員が30名となっております。この人数は、現農業委員等と同じとなっております。

3の「農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱スケジュール」につきましては、 農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦及び公募の実施を、平成30年12月7日から平成 31年1月7日まで約1カ月間行っております。推薦につきましては、旧1市4町におきます 農区、生産組合、飯塚市認定農業者協議会に対し、推薦の依頼を行っているところでございます。次の推薦委員会の実施につきましては、定員を超えた場合に、1月11日に委員の選考に 当たり会議を開催し、市長に対し意見を付すこととしております。次の2月8日の農業委員会 総会において、議会の同意を得る推薦公募の委員について決定をさせていただくようにしております。次に、3月の市議会におきまして農業委員の任命議案の審議を行っていただき、同意 を得ることができますと、4月1日に市長の任命辞令交付式、4月10日に農地利用最適化推 進委員の委嘱状の交付式を行うようにしております。なお、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱するため、市議会の同意は不要となっているところでございます。報告としては以 上でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故」について、報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は、平成30年10月29日月曜日、午前8時ころ、潤野地内市道ノシヲ・清水田線において、当事者が車道からアパート駐車場に入ろうとしたところ、側溝と砂利道の間に段差があったため、車両左側下部を損傷し、なおかつその衝撃でハンドルを取られて、駐車場入り口のフェンスの基礎に接触し、車両左側後部及びホイールを損傷させたものでございます。本件の過失割合につきましては、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と示談交渉を行うこととなっております。道路の点検補修につきましては、広報等での情報提供の依頼掲載、職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「平成30年7月豪雨による被害状況等」について、報告を求めます。

○防災安全課長

平成30年7月豪雨による災害状況について、8月に開催された4常任委員会の報告後の状況について、報告をいたします。報告につきましては、内容等が変更した部分のみとさせていただきます。まず1ページをお願いします。災害被害状況ですが、人的被害「重傷2名」は、変更はございません。その下、「軽傷3名」につきましては、8月の報告以降に判明しております。その下、住家被害以降についても、被害数が変更した部分に下線をつけております。なお、変更被害数については、この表については全て増加になっております。また、下段にある、災害対策本部の日付等を追加しております。

2ページをお願いします。浸水等自治会別被害状況につきましては、1ページの住家被害、非住家被害数の自治会別の内訳となっております。3ページ、平成30年7月豪雨災害による被害総額は、公共施設、農林関係、商工関係、その他の4つの被害額で、一番下に被害総額 24億3579万1千円となっております。なお、個人住宅の被害額につきましては把握することができませんので、この数字には入っておりません。4ページ、警報発令状況一覧、5ページ、災害避難者報告、6ページから7ページ、行動記録については変更ございません。

8ページをお願いします。降雨量及び水位等調べでは、数値の変更はございませんが、氾濫危険水位の5. 4メートルを超過した6日16時から21時までの推移に網掛けをしております。9ページをお願いします。被災者救済制度執行状況については、表の右側に「件数」、「金額・数量等」を加えております。また、一番下の欄に「利子補給交付について」が追加となっております。 10ページをお願いします。各排水機場等運転開始時間及び開始水位・市営住宅一時入居者につきましては、1番下の表、「市営住宅一時入居状況一覧表」の太枠で囲った11月30日現在を追加しております。

11ページをお願いします。災害ごみ・消毒・し尿処理状況は、前回報告時には7月の日付順に報告しておりましたが、その後、11月までになっておりますので、月単位の表で報告しております。なお、今回の災害に対し、飯塚市へ来ていただいた応援団体、自治体名で記載を追加しております。12ページのボランティア関係については変更ございません。

13ページをお願いします。災害義援金等調べについては、まず飯塚市の被災者に対し、民間協会等の団体、個人、官公庁から送られてきた義援金等の合計1035万5134円、飯塚市に対し、官公庁から送られてきた見舞金の60万円、各法人から送られてきた経口補水液な

どの義援品となっております。被災者に対する義援金の配分金額につきましては、このページの真ん中ほどに記載しております。人的被害で3カ月以上治療を要する方には42万5千円、3カ月以内の治療を要する方には25万5千円、半壊1世帯当たり42万5千円、床上浸水1世帯当たり8万5千円と、飯塚市義援金等配分委員会にて決定し、12月7日より交付を開始しております。14ページをお願いします。災害見舞金交付件数は、件数の右横に、交付した金額の合計を追加しております。15ページの総合相談窓口受付集計については、変更ございません。

最後に、16ページの7月豪雨検証会の総括は、大きな1番の(3)、大きな4番の(2)について、11月22日に災害対策本部等関係機関の連携についての検証会を開催し、今後の情報共有、さらなる協力体制を行うこととしております。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

1点確認しますけど、7月豪雨の検証会の総括が出ておりますけど、集じん機が詰まったらポンプは稼働するんですか。

○土木管理課長

今言われたのは除じん機だと思いますけれども、大きな負荷がかからない場合であれば、通 常、支障はないと考えております。

○道祖委員

除塵機という、ポンプの前のやつが詰まってごみを上げきれない。けれど、ポンプはちゃんと水を吸い込んでいるんですか。

○十木管理課長

今回の雨では、鯰田の排水機場がそういう状態になっておりますけれども、ポンプのほうは 停止しておりません。

○道祖委員

ポンプは停止していないけど、水はちゃんと吸い込んでいたんですか。

○土木管理課長

はい、吸い込んでおります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「工事請負契約」について、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付いたしております資料によりご報告をいたします。今回報告いたします工事は、「相田団地9号線道路災害復旧工事」でございます。 入札の執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、 業者選考委員会において専門工事「とび(法面)」の市内業者を指名することを決定し、入札 を執行いたしております。

次に、入札結果について、ご説明をいたします。本件につきましては、5者による入札を執行いたしました。入札の結果、全者予定価格での入札がありましたので、入札を一旦保留し、その場にて応札業者5者から個別に、積算内容と談合の有無について事情聴取を行っております。その結果、5者ともに人件費及び材料費の高騰や技術者確保が困難であるなどを理由とし、入札予定価格での入札となったとのことで、他社との打ち合わせ、または話し合いは行っていないとのことでございました。加えて、工事担当課において提出されました工事費内訳書の内

容につきましても確認を行い、応札業者間に類似性はないこと、また、市の設計額に誤りはないことを確認いたしております。その後、飯塚市公正入札調査委員会を開き、事情聴取の内容、工事費内訳書の類似性及び市の設計額の違算なしの旨を報告いたしまして、談合の事実があるとは確認できないとの結論を得ましたので、応札業者全者から法律に抵触するような行為は行っていない旨の誓約書を提出させ、工事費内訳書に違算のあった2者を除く3者で、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。その結果、落札額6009万8760円、落札率100%で、株式会社鈴木建設が落札をいたしております。以上、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。